

# まちの日記帳



## コロナ対策用品を寄贈！

～積丹町女性防火クラブ連合会～

1/25

小中学校での衛生環境の向上と学習支援のため、積丹町女性防火クラブ連合会（山崎美枝子会長・会員377人）から「マスク」と「手指消毒液」が教育委員会へ寄贈されました。

山崎会長は「コロナ禍で大変な状況が続いていますが、町内の児童生徒に是非頑張ってもらいたいです。」と、コロナに負けず頑張っている子供たちへ力強いエールを送っていました。



## ICT機器で遠隔学習

大学生によるオンライン学習支援

北海道教育委員会が実施する学習指導員配置事業により、放課後を活用した補習授業のサポート等を目的に、野塚小学校と余別小学校ではオンラインによる学習支援が始まりました。

野塚小学校では、1月21日より、ICT機器を活用し、北海道教育大学札幌校の学生によるオンライン学習支援が開始され、児童が学習プリント等に取り組みながら、画面を通して大学生のアドバイスを受けました。

また、余別小学校でも2月1日より同様の取り組みが開始され、両校とも3学期末まで、週1回程度実施する予定です。



▲余別小学校での学習支援（2月1日）

## “いい物”当たって！

プレミアム商品券スタンプラリー抽選会

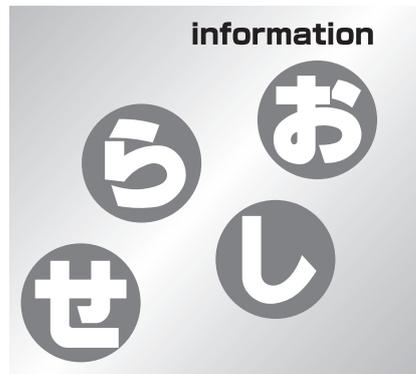
2/8

プレミアム商品券スタンプラリー抽選会が、商工会役員と役場商工観光課職員立ち会いのもと、商工会事務所2階で行われました。

この抽選会は、町商工会が販売したプレミアム商品券に付いているラリー抽選券に取扱加盟店のスタンプ6個を集めると抽選ができるもので、この日は316枚の応募がありました。

景品には、22社の協賛により、積丹町商工振興会商品券や加盟店賞など244本が用意され、当選者には景品引換券が郵送されました。





information

お  
し  
ら  
せ

ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書などをご準備のうえ、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

日本年金機構

TEL 0570-0514890

無料法律相談所開設

次のとおり無料法律相談所を開設します。

◆日時 3月17日(水)

午後1時～午後4時

◆定員 6人

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため電話相談となります。

【申込・問い合わせ先】

余市町役場 総務課

TEL 0135-2112112

※ご利用される方は、事前に申し込みが必要となります。

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。引越して住所が変わったときなどは変更登録をお願いします。

次の場合は登録手続きが必要です。

・住所が変わったとき（変更登録）

・自動車を売買したとき（移転登録）

・自動車を使わなくなったとき（抹消登録）

令和3年度の自動車税種別割納税通知書を確認にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

登録変更が間に合わないときは、札幌道税事務所自動車税部に連絡いただくか、道税ホームページから住所変更の手続きをしてください。

【問い合わせ先】

札幌道税事務所自動車税部

TEL 011-74611197

各種自衛官等を募集します

自衛官候補生及び一般曹候補生（男子・女子）・予備自衛官補（一般・技能）・一般幹部候補生（一般・歯科・薬剤）・歯科・歯科幹部を募集します。応募資格等の詳しい内容はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

TEL 0134-2215521

日本年金機構からの

お知らせ

年金事務所では、年金についての予約相談を実施しています。

今月の納期

- 国民健康保険税 第9期  
納期限 3月25日(木)
- 上下水道使用料金 2月分  
納期限 3月31日(水)
- 住宅使用料 3月分  
納期限 3月31日(水)

(注) 口座振替をご利用の方は、3月25日(木)に引落としになりますので、前日までに残高の確認をお願いします。

また、失業、転職、病気などの理由により納期内納付が困難な方は、放置せず相談してください。そのまま放置すると、督促状が送付され、その後も納付・相談がなければ、滞納処分（預金、給与、不動産等の差押）となりますので、そのような事態になる前に、早めに相談してください。

余市税務署からのお知らせ

～申告所得税等の申告・納付期限が延長～

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日(木)まで延長されることとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、次のとおり延長されます。

●申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

●振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

詳細については下記の担当窓口へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 余市税務署 TEL 0135-22-2093 (代表)